「もしかして対象かも…」と思ったら、 お気軽に役場にご相談ください。

# 国民年金保険料の納付が困難な方へ

#### ▶対 象

令和2年2月以降、新型コロナウイルスの影響で、収入(所得)が相当程度減少した方

#### ▶内 容

臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料**免除申請**ができます。 (免除の判定においては世帯主及び配偶者も審査の対象となります。)

#### ▶問合せ先

住民保険課 ☎44-3073



# 後期高齢者医療保険料 国民健康保険税の減免

#### ▶対 象

- 次の①②のどちらかに当てはまる方 ①被保険者の属する世帯の主たる生 計維持者(世帯主)の事業、給与収 入等の減少額が前年の収入額の10 分の3以上に達する見込みの場合
- ②新型コロナウイルスにより、死亡 または重篤な傷病を負った世帯

#### ▶内 容

前年の合計所得金額と、減少した 収入と他の所得の割合に応じ最大で **全額減免**できます。

(死亡、重篤な感染症を負った場合については**全額**)

#### ▶問合せ先

住民保険課 ☎44-3073

# コロナの影響で 失業や収入減の方を採用

#### ▶対 象

町内在住の方で、コロナにより 次のいずれかの影響を受けた方

- ①内定取消
- ②雇用取消
- ③収入減少

#### ▶内容

採用期間は令和3年3月31日 まで。勤務時間や勤務日数は要 相談ください。

#### ▶問合せ先

総務課 ☎44-2001



# 傷病手当金

(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

#### ▶対 象

新型コロナウイルスに感染、または 疑いがあるため、労務不能となった 保険加入者

#### ▶内容

対象保険加入者に対し休養を要する 期間について**給与の3分の2**を傷病 手当金として支給

#### ▶問合せ先

住民保険課 ☎44-3073

※申請の際は事前に各問合せ先へご連絡ください

<発行>

三宅町新型コロナウイルス感染症対策本部 (三宅町役場総務課内)

**☎**0745-44-2001

mail: soumu@town.miyake.lg.jp



三宅町ホームページ 各種支援一覧

# 第3弾 新型コロナウイルス感染症関連支援

- 三宅町の独自施策として、新たな支援をおこないます-

### 10月発送

# マスク・消毒用品の配布

- ▶対象 全世帯と町外在住の学生(三宅町出身者)
- ▶内容 新型コロナウイルス流行の第2波、第3波 や災害時の備えとして配布。

【問合せ先】総務課 ☎44-2001

## 10月申請開始

# 新生児特別定額給付金

- ▶対象 令和2年4月28日~令和3年3月31日生 まれの子ども
- ▶内容 国の「特別定額給付金」の支給対象とならなかった新生児を子育てする家庭への生活支援。
  - ●新生児1人に対して10万円の給付

【問合せ先】健康子ども課 ☎43-3580

#### 10月発送

# 1万円分の地域振興券を交付

- ▶対象 全住民
- ▶内容 地域経済活性化のため、住民1人当たり 1万円の地域振興券等を交付する。
  - ●みやけお買い物券7千円
  - ●みやけチョイス3千円(町内店カタログギフト)

【問合せ先】産業管理課 ☎44-3076



# 学びの支援

一三宅小学校への支援一

### スク-ル・サポート・スタッフの配置

教室内の換気や消毒など、コロナ対策で増加する 教職員の仕事をサポートするスクール・サポート・ス タッフを配置。

### 学習支援員の配置

特別に配慮が必要な児童生徒に対し、授業の進度や内容の充実度などに応じて、きめ細かく個別にフォローする学習支援員を配置。

### 感染症対策用品の購入

新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛 生用品等(マスク、消毒液、体温計等)を購入する 費用を支援。

### 学習保障のために必要な整備を支援

子どもたちの学びを保障をするため、再開した小学校で教育活動の継続に必要なもの(消毒作業用品、換気対策備品等)を整備する費用を支援。

【問合せ先】教育総務課 ☎44-3079